

比布町ふるさと納税

びっぷにゆかりのあるみなさま びっぷにお住まいのみなさま
びっぷ町の未来を応援ください

1 ふるさと納税（寄附金）の制度について

生まれ育ったふるさとに応援や貢献したい、という納税者の思いを実現するため、応援したい地方自治体への寄附を通じて、その寄附額の一定限度額を居住地の個人住民税・所得税から控除できる制度です。（この制度は寄附金を強要するものではありません。）

2 寄附の使い道について

次の5つの項目から、希望する事業をお選びいただけます。

①子育て支援・教育に関する事業



子どもたちは比布の宝です。未来を担う子どもたちのために…

②高齢者の福祉に関する事業



ふるさとの礎を築いたお年寄りが安心して暮らせるために…

③自然環境保全に関する事業



緑豊かな自然を守るために…

④産業振興に関する事業



活力あるまちづくりを進めるために

⑤その他の事業



豊かで暮らしやすいふるさとの実現のために…

みなさまからの寄附金は、「まちづくり応援基金」に積み立てさせていただいた後、お選びいただいた希望事業にあわせて、翌年度以降の事業に活用させていただきます。

3 寄附金のお申し込み方法について

裏面の「寄附申込書」に必要事項をご記入のうえ、比布町役場総務企画課あてに郵送、FAX、Eメールなどの方法でお知らせください。役場に到着後、こちらからご連絡させていただきます。

4 ふるさと納税（寄附金）と控除額について

確定申告によって、以下の金額が所得（所得税）及び税額（個人住民税）から控除されます。

所得税	寄附金額又は所得の40%のいずれか低い額	- 2千円 = 寄附金控除額	特別控除額() = (寄附金額 - 2千円) × (90% - 所得税の限界税率) 注) 所得税の限界税率とは、寄附をされた方に適用される最も高い所得税率です。特別控除額は、個人住民税所得割の1割を上限とします。控除については、役場税務住民課税務係(0166-85-4803)までお問い合わせください。
個人住民税	寄附金額又は所得の30%のいずれか低い額	- 2千円 × 1.0% + 特別控除額() = 寄附金税額控除額	

北海道比布町

〒078-0392 上川郡比布町北町1丁目2番1号（担当：総務企画課庶務係 TEL(0166)85-4801）